

令和8年6月香川県議会定例会議案

香 川 県

令和8年6月県議会定例会議案一覧

第 1 号	令和8年度香川県一般会計補正予算議案	1
第 2 号	香川県議会議員及び香川県知事の選挙における電磁的記録式投票機による投票に関する条例議案	5
第 3 号	香川県認定こども園の認定の要件に関する条例等の一部を改正する条例議案	7
第 4 号	香川県地方活力向上地域における県税の特別措置条例の一部を改正する条例議案	12
第 5 号	香川県監査委員条例等の一部を改正する条例議案	15
第 6 号	和解による損害賠償の額の決定について	17

一 般 会 計

(第 1 号)

令和8年度香川県一般会計補正予算議案

令和8年度香川県一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,916,236千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ529,115,236千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
9 国庫支出金		千円 55,429,217	千円 6,200,000	千円 61,629,217
	2 国庫補助金	28,997,708	6,200,000	35,197,708
12 繰入金		23,812,300	716,236	24,528,536
	2 基金繰入金	22,947,782	716,236	23,664,018
歳入合計		522,199,000	6,916,236	529,115,236

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
10 教 育 費		千円 108,420,671	千円 6,916,236	千円 115,336,907
	1 教 育 総 務 費	19,009,543	6,916,236	25,925,779
歳 出 合 計		522,199,000	6,916,236	529,115,236

予 算 外 議 案

(第2号～第6号)

香川県議会議員及び香川県知事の選挙における電磁的記録式投票機による投票に関する条例議案

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律（平成13年法律第147号。以下「法」という。）第3条第3項及び第5条の規定に基づき、香川県議会議員及び香川県知事の選挙における電磁的記録式投票機による投票に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法で使用する用語の例による。

2 この条例において「候補者」とは、香川県議会議員又は香川県知事の選挙における候補者をいう。

(電磁的記録式投票機による投票)

第3条 法第3条第1項の条例を定めた市町の区域内の投票区においては、香川県議会議員及び香川県知事の選挙の投票（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第47条、第49条並びに第50条第3項及び第5項の規定による投票を除く。）は、法第3条第3項及び第7条に規定する方法によるものとする。

(電磁的記録式投票機における表示の方法)

第4条 電磁的記録式投票機における法第5条の規定による候補者の氏名及び党派別の表示の方法は、全ての候補者の氏名及び党派別を電磁的記録式投票機の映像面に同時に表示する方法とする。ただし、候補者が多数であることその他の事由によりこれにより難い場合には、電磁的記録式投票機の映像面に表示した五十音の中から当該電磁的記録式投票機の操作により一の音が選択されたときに、当該一の音で氏名が始まる候補者の氏名及び党派別を当該電磁的記録式投票機の映像面に同時に表示する方法その他選挙の公正かつ適正な執行を害しないものとして香川県選挙管理委員会が認める方法とすることができる。

2 前項の規定による候補者の氏名及び党派別の表示の順序は、公職選挙法第175条第3項の規定によるくじで定める順序によるものとする。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、香川県選挙管理委員会が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、同日以後その期日を告示される選挙について適用する。

香川県認定こども園の認定の要件に関する条例等の一部を改正する条例議案

(香川県認定こども園の認定の要件に関する条例の一部改正)

第1条 香川県認定こども園の認定の要件に関する条例(平成18年香川県条例第64号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 略</p> <p>(認定の要件)</p> <p>第3条 略</p> <p>附 則</p> <p>3 別表の第3の(1)及び(4)(ただし書の規定を適用する場合を除く。)の規定により置くものとされる保育士である者については、当分の間、幼稚園教員免許状又は小学校教諭免許状等(小学校の教諭又は養護教諭の普通免許状をいう。次項及び附則第7項において同じ。)を有する者(現に当該施設において主幹養護教諭、<u>主務養護教諭</u>又は養護教諭として従事している者を除く。次項及び附則第7項において同じ。)をもって代えることができる。</p> <p>6 別表の第3の(1)の規定により置くものとされる保育士である者については、当分の間、1人に限り、当該認定こども園に勤務する看護師等(保健師、看護師又は准看護師をいう。以下この項から附則第8項までにおいて同じ。)をもって代えることができる。この場合において、満1歳未満の子どもの数が4人未満である認定こども園については、規則で定めると</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下「法」という。)第3条第1項及び第3項の規定に基づき、認定こども園(幼保連携型認定こども園を除く。以下同じ。)の認定の要件について定めるものとする。</p> <p>(認定の要件)</p> <p>第3条 法第3条第1項又は第3項の条例で定める要件は、別表のとおりとする。</p> <p>附 則</p> <p>3 別表の第3の(1)及び(4)(ただし書の規定を適用する場合を除く。)の規定により置くものとされる保育士である者については、当分の間、幼稚園教員免許状又は小学校教諭免許状等(小学校の教諭又は養護教諭の普通免許状をいう。次項及び附則第7項において同じ。)を有する者(現に当該施設において主幹養護教諭又は養護教諭として従事している者を除く。次項及び附則第7項において同じ。)をもって代えることができる。</p> <p>6 別表の第3の(1)の規定により置くものとされる保育士である者については、当分の間、1人に限り、当該認定こども園に勤務する看護師等(保健師、看護師又は准看護師をいう。以下この項及び次項において同じ。)をもって代えることができる。この場合において、満1歳未満の子どもの数が4人未満である認定こども園については、規則で定めるところにより、</p>

ころにより、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該認定こども園の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

7 略

8 附則第6項及び別表の第3の(6)の規定により看護師等及び特定理学療法士等（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する過程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するものいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者をいう。別表の第3の(6)及び(7)において同じ。）のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって当該認定こども園の保育士（別表の第3の(6)のただし書の規定による支援を行う者を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

別表（第3条関係）

第1 略

第2 職員の配置

(1) 略

(2) 教育時間相当利用児（幼稚園と同様に1日に4時間程度利用する満3歳以上の子どもをいう。）及び教育及び保育時間相当利用児（保

子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該認定こども園の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

7 略

別表（第3条関係）

第1 略

第2 職員の配置

(1) 次のアからエまでに掲げる子どもの区分に応じ、当該アからエまでに定める基準に従い規則で定めるところにより算定した数以上の教育及び保育に従事する職員を置くこと。この場合において、教育及び保育に従事する職員の数は、常時2人を下回らないこと。

ア 満1歳未満の子ども 当該子どもおおむね3人につき1人

イ 満1歳以上満3歳未満の子ども 当該子どもおおむね6人につき1人

ウ 満3歳以上満4歳未満の子ども 当該子どもおおむね15人につき1人

エ 満4歳以上の子ども 当該子どもおおむね25人につき1人

(2) 教育時間相当利用児（幼稚園と同様に1日に4時間程度利用する満3歳以上の子どもをいう。）及び教育及び保育時間相当利用児（保

育所と同様に1日に8時間程度利用する満3歳以上の子どもをいう。以下同じ。)に共通の4時間程度の利用時間においては、満3歳以上の子どもで学級を編制し、各学級に少なくとも1人の職員(以下「学級担任」という。)を置くこと。この場合において、1学級の子どもの数は、知事がやむを得ないと認める場合を除き、30人以下とすること。

(3) 略

第3 職員の資格等

(1)～(5) 略

(6) (1)、(2)及び(4)の規定により置くものとされる保育士である者については、1人に限り、当該認定こども園に勤務する特定理学療法士等をもって代えることができる。ただし、当該特定理学療法士等は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならず、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

(7) (1)の規定により置くものとされる保育士である者について、(6)の規定により特定理学療法士等をもって代える場合においては、特定理学療法士等の総数は、第2の(1)の規定により置くものとされ

育所と同様に1日に8時間程度利用する満3歳以上の子どもをいう。以下同じ。)に共通の4時間程度の利用時間においては、満3歳以上の子どもで学級を編制し、各学級に少なくとも1人の職員(以下「学級担任」という。)を置くこと。この場合において、1学級の子どもの数は、知事がやむを得ないと認める場合を除き、35人以下とすること。

(3) 略

第3 職員の資格等

(1) 第2の(1)の規定により置くものとされる職員のうち満3歳未満の子どもの保育に従事する者は、保育士であること。

(2) 第2の(1)の規定により置くものとされる職員のうち満3歳以上の子どもの教育及び保育に従事する者及び学級担任は、幼稚園教員免許状を有する者であり、かつ、保育士であること。ただし、幼稚園教員免許状を有する者であり、かつ、保育士である者とするのが困難であるときは、幼稚園教員免許状を有し、又は保育士である者とするができる。

(3) 略

(4) (2)のただし書の規定にかかわらず、教育及び保育時間相当利用児の保育に従事する職員は、保育士であること。ただし、幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園においては、教育及び保育時間相当利用児の保育に従事する職員を保育士である者とするのが困難であるときは、幼稚園教員免許状を有する者であって、その意欲、適性、能力等を考慮して適当と認められるものを、その者が保育士となるための規則で定める取組を行っている場合に限り、教育及び保育時間相当利用児の保育に従事する職員とすることができる。

(5) 略

る職員の数の3分の1を超えてはならない。

第4～第6 略

第7 教育及び保育の内容

(1) 教育及び保育の内容は、法第5条の規定に基づき、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（法第10条第1項の規定に基づき幼保連携型認定こども園に関して内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める事項をいう。）を踏まえるとともに、幼稚園教育要領及び保育所保育指針（香川県社会福祉施設等の人員、設備、運営等の基準等に関する条例（平成24年香川県条例第52号）第3条の規定により児童福祉法第45条第1項の基準とされた児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の内閣総理大臣が定める指針をいう。）に基づくものであること。

(2)・(3) 略

第8・第9 略

第10 管理及び運営等

(1)～(11) 略

(12) 児童対象性暴力等の防止等のための措置

認定こども園の設置者は、法第6条の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に子どもを適切に保護するため、児童等対象業務従事者（子どもと接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該子どもに接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講ずること。

第4～第6 略

第7 教育及び保育の内容

(1) 教育及び保育の内容は、法第6条の規定に基づき、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（法第10条第1項の規定に基づき幼保連携型認定こども園に関して内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める事項をいう。）を踏まえるとともに、幼稚園教育要領及び保育所保育指針（香川県社会福祉施設等の人員、設備、運営等の基準等に関する条例（平成24年香川県条例第52号）第3条の規定により児童福祉法第45条第1項の基準とされた児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の内閣総理大臣が定める指針をいう。）に基づくものであること。

(2)・(3) 略

第8・第9 略

第10 管理及び運営等

(1)～(11) 略

(香川県認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 香川県認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例（令和7年香川県条例第13号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
附 則	附 則

(施行期日)

1 略

(経過措置)

2 子どもに対する教育及び保育に従事する者の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、令和10年3月31日までの間、改正後の別表の第2の(1)のウの規定は、適用しない。この場合において、改正前の別表の第2の(1)のウの規定は、この条例の公布の日以後においても、なおその効力を有する。

3 子どもに対する教育及び保育に従事する者の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、改正後の別表の第2の(1)のエの規定は、適用しない。この場合において、改正前の別表の第2の(1)のエの規定は、この条例の公布の日以後においても、なおその効力を有する。

1 略

2 子どもに対する教育及び保育に従事する者の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、改正後の別表第2の(1)ウ及びエの規定は、適用しない。この場合において、改正前の別表第2の(1)ウ及びエの規定は、この条例の公布の日以後においても、なおその効力を有する。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条中香川県認定こども園の認定の要件に関する条例別表の第7及び第10の改正規定は、令和8年12月25日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に存する認定こども園（香川県認定こども園の認定の要件に関する条例第1条に規定する認定こども園をいう。）における1学級の子どもの数については、第1条の規定による改正後の香川県認定こども園の認定の要件に関する条例別表の第2の(2)の規定にかかわらず、令和14年3月31日までは、なお従前の例による。

第4号

香川県地方活力向上地域における県税の特別措置条例の一部を改正する条例議案

香川県地方活力向上地域における県税の特別措置条例（平成27年香川県条例第38号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨) 第1条 略</p> <p>(事業税の課税免除) 第2条 法第5条第18項（法第7条第2項において準用する場合を含む。）の規定により法第5条第1項の地域再生計画（同条第4項第5号に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備事業に関する事項が記載されたものに限る。）が公示された日（地域再生法の一部を改正する法律（平成27年法律第49号）の施行の日以後最初に公示された日）に限る。次条において「公示日」という。）から令和10年3月31日までの間に、法第17条の2第3項の規定に基づき、同条第1項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画（以下「特定業務施設整備計画」という。）の認定を受けた認定事業者（同項第1号に掲げる事業を実施する者に限る。）であって、当該認定を受けた日から同日の翌日以後3年を経過する日まで（同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで）の間に、特定業務施設及び法第5条第4項第5号に規定する特定業務児童福祉施設のうち当該特定業務施設の新設に併せて整備されるものの用に供する減価償却資産（所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第6条第1号から第7号まで又は法人税法施行令（昭和40年政令第</p>	<p>(趣旨) 第1条 この条例は、地域再生法（平成17年法律第24号。以下「法」という。）第8条第1項に規定する認定地域再生計画に定められた法第5条第4項第5号イに規定する地方活力向上地域内において、法第17条の2第6項に規定する認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に従って法第5条第4項第5号に規定する特定業務施設（以下「特定業務施設」という。）を新設し、又は増設した法第17条の2第4項に規定する認定事業者（以下「認定事業者」という。）に課する県税の特別措置について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(事業税の課税免除) 第2条 法第5条第18項（法第7条第2項において準用する場合を含む。）の規定により法第5条第1項の地域再生計画（同条第4項第5号に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備事業に関する事項が記載されたものに限る。）が公示された日（地域再生法の一部を改正する法律（平成27年法律第49号）の施行の日以後最初に公示された日）に限る。次条において「公示日」という。）から令和8年3月31日までの間に、法第17条の2第3項の規定に基づき、同条第1項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画（以下「特定業務施設整備計画」という。）の認定を受けた認定事業者（同項第1号に掲げる事業を実施する者に限る。）であって、当該認定を受けた日から同日の翌日以後3年を経過する日まで（同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで）の間に、特定業務施設及び法第5条第4項第5号に規定する特定業務児童福祉施設のうち当該特定業務施設の新設に併せて整備されるものの用に供する減価償却資産（所得税法施行令（昭和40年政令第</p>

97号) 第13条第1号から第7号までに掲げるものに限る。) で取得価額の合計額が3,800万円(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第10条第8項第6号に規定する中小事業者、同法第42条の4第19項第7号に規定する中小企業者及び法人税法(昭和40年法律第34号)第66条第6項に規定する中小通算法人にあっては、1,900万円)以上のもの(以下「特別償却設備」という。)を新設し、又は増設した者(その者が新設し、又は増設した特定業務施設において県内に住所を有している者5人(中小企業等経営強化法(平成11年法律第18号)第2条第1項に規定する中小企業者にあつては1人とし、規則で定める場合にあつては規則で定める人数とする。)以上をその者の常時使用の従業者として新たに雇用した者に限る。)に課する事業税については、当該特別償却設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得又は収入金額のうち当該特別償却設備(特定業務児童福祉施設のうち当該特定業務施設の新設に併せて整備されるものの用に供する減価償却資産を除く。以下この項において同じ。)に係るものとして次の各号に掲げる区分ごとにそれぞれ当該各号に定める算式によって計算した額の合計額に対して課する事業税で最初に課する年度以後3箇年度に係るものの課税を免除する。

(1)～(3) 略

2 略

(不動産取得税の課税免除又は不均一課税)

第3条 公示日から令和10年3月31日までの間に、法第17条の2第3項の規定に基づき、特定業務施設整備計画の認定を受けた認定事業者であつて、当該認定を受けた日から同日の翌日以後3年を経過する日まで(同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで)の間に、特別償却設備を新設し、又は増設した者(その者が新設し、又は増設した特定業務施設において県内に住所を有している者5人(中小企業等経営強化法第2条第1項に規定する中小企業者にあつては1人とし、規則で定める場合にあつては規則で定める人数とする。)以上をその者の常時使用の従業者として新たに雇用した者に限る。)に係る当該特別償却設備である家屋及びその敷地である土地の取得(公示日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。)に対して課する不動産取得税については、当該認定事業者が法第17条の2第1項第1号に掲げる事業を実施

97号) 第13条第1号から第7号までに掲げるものに限る。) で取得価額の合計額が3,800万円(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第10条第8項第6号に規定する中小事業者、同法第42条の4第19項第7号に規定する中小企業者及び法人税法(昭和40年法律第34号)第66条第6項に規定する中小通算法人にあっては、1,900万円)以上のもの(以下「特別償却設備」という。)を新設し、又は増設した者(その者が新設し、又は増設した特定業務施設において県内に住所を有している者5人(中小企業等経営強化法(平成11年法律第18号)第2条第1項に規定する中小企業者にあつては1人とし、規則で定める場合にあつては規則で定める人数とする。)以上をその者の常時使用の従業者として新たに雇用した者に限る。)に課する事業税については、当該特別償却設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得又は収入金額のうち当該特別償却設備に係るものとして次の各号に掲げる区分ごとにそれぞれ当該各号に定める算式によって計算した額の合計額に対して課する事業税で最初に課する年度以後3箇年度に係るものの課税を免除する。

(1)～(3) 略

2 略

(不動産取得税の課税免除又は不均一課税)

第3条 公示日から令和8年3月31日までの間に、法第17条の2第3項の規定に基づき、特定業務施設整備計画の認定を受けた認定事業者であつて、当該認定を受けた日から同日の翌日以後3年を経過する日まで(同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで)の間に、特別償却設備を新設し、又は増設した者(その者が新設し、又は増設した特定業務施設において県内に住所を有している者5人(中小企業等経営強化法第2条第1項に規定する中小企業者にあつては1人とし、規則で定める場合にあつては規則で定める人数とする。)以上をその者の常時使用の従業者として新たに雇用した者に限る。)に係る当該特別償却設備である家屋及びその敷地である土地の取得(公示日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。)に対して課する不動産取得税については、当該認定事業者が法第17条の2第1項第1号に掲げる事業を実施

する者である場合にあつては課税を免除し、当該認定事業者が同項第2号に掲げる事業を実施する者である場合にあつてはその税率は、香川県税条例（昭和29年香川県条例第13号）第45条及び附則第31項の規定にかかわらず、これらの規定に規定する税率にそれぞれ10分の1を乗じて得た率とする。

（申請書の提出）

第4条 略

附 則

（この条例の失効）

4 この条例は、令和13年3月31日限り、その効力を失う。

する者である場合にあつては課税を免除し、当該認定事業者が同項第2号に掲げる事業を実施する者である場合にあつてはその税率は、香川県税条例（昭和29年香川県条例第13号）第45条及び附則第31項の規定にかかわらず、これらの規定に規定する税率にそれぞれ10分の1を乗じて得た率とする。

（申請書の提出）

第4条 この条例の規定の適用を受けようとする者は、地方税法第72条の25、第72条の28若しくは第72条の55（同法第72条の55の2の規定により申告がされたものとみなされる場合を含む。）又は香川県税条例第47条第1項の規定による申告の期限までに、規則で定める事項を記載した申請書に規則で定める書類を添付して、知事に提出しなければならない。

附 則

（この条例の失効）

4 この条例は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の第2条第1項及び第3条の規定は、令和8年4月1日から適用する。
- 2 令和8年4月1日以後に改正後の第2条第1項に規定する特定業務施設整備計画の認定を受けた者で同条又は改正後の第3条の規定の適用を受けようとするもののうち、香川県地方活力向上地域における県税の特別措置条例第4条に規定する申請書の提出期限がこの条例の施行の日から起算して1月を経過する日までに到来することとなるものについての同条の規定の適用については、同条中「地方税法第72条の25、第72条の28若しくは第72条の55（同法第72条の55の2の規定により申告がされたものとみなされる場合を含む。）又は香川県税条例第47条第1項の規定による申告の期限」とあるのは、「香川県地方活力向上地域における県税の特別措置条例の一部を改正する条例（令和8年香川県条例第 号）の施行の日から起算して1月を経過する日」とする。

香川県監査委員条例等の一部を改正する条例議案

(香川県監査委員条例の一部改正)

第1条 香川県監査委員条例(昭和39年香川県条例第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(請求又は要求に基づく監査)</p> <p>第6条 法第75条第1項、第98条第2項、第199条第6項若しくは第7項、第235条の2第2項、第242条第1項若しくは第243条の2の9第3項又は地方公営企業法第27条の2第1項若しくは同法第34条において準用する法第243条の2の9第3項の規定により監査の請求又は要求があったときは、その日の翌日から起算して7日以内に着手しなければならない。</p> <p>2 略</p>	<p>(請求又は要求に基づく監査)</p> <p>第6条 法第75条第1項、第98条第2項、第199条第6項若しくは第7項、第235条の2第2項、第242条第1項若しくは第243条の2の8第3項又は地方公営企業法第27条の2第1項若しくは同法第34条において準用する法第243条の2の8第3項の規定により監査の請求又は要求があったときは、その日の翌日から起算して7日以内に着手しなければならない。</p> <p>2 略</p>

(香川県立病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 香川県立病院事業の設置等に関する条例(昭和41年香川県条例第48号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第8条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の9第8項の規定により病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円を超える場合とする。</p>	<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第8条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の8第8項の規定により病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円を超える場合とする。</p>

(香川県流域下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第3条 香川県流域下水道事業の設置等に関する条例(令和元年香川県条例第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p>	<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p>

第4条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の9第8項の規定により流域下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円を超える場合とする。

第4条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の8第8項の規定により流域下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円を超える場合とする。

（知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正）

第4条 知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和2年香川県条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の8第1項</u>の規定に基づき、知事等の県に対する損害賠償責任の一部免責について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 略</p> <p>（1）知事等 地方自治法<u>第243条の2の8第1項</u>に規定する普通地方公共団体の長等をいう。</p> <p>（2）普通地方公共団体の長等の基準給与年額 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）<u>第173条の5第1項第1号</u>に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額をいう。</p> <p>（3）略</p> <p>（4）地方警務官の基準給与年額 地方自治法施行令<u>第173条の5第1項第2号</u>に規定する地方警務官の基準給与年額をいう。</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の7第1項</u>の規定に基づき、知事等の県に対する損害賠償責任の一部免責について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）知事等 地方自治法<u>第243条の2の7第1項</u>に規定する普通地方公共団体の長等をいう。</p> <p>（2）普通地方公共団体の長等の基準給与年額 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）<u>第173条の4第1項第1号</u>に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額をいう。</p> <p>（3）略</p> <p>（4）地方警務官の基準給与年額 地方自治法施行令<u>第173条の4第1項第2号</u>に規定する地方警務官の基準給与年額をいう。</p>

附 則

この条例は、令和8年9月24日から施行する。

和解による損害賠償の額の決定について

県立中央病院の医療事故に係る損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第13号、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第40条第2項及び香川県立病院事業の設置等に関する条例（昭和41年香川県条例第48号）第9条第2号の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

記

1 損害賠償額

損害賠償額	備 考
32,000,000 円	全額病院賠償責任保険で支払予定

2 事故の概要

(1) 発生年月

令和4年9月

(2) 発生場所

高松市朝日町一丁目2番1号 県立中央病院

(3) 相手方

A及びB（患者の遺族）

(4) 発生の概要

令和4年9月、県立中央病院において、腎腫瘍に対する治療のため、患者に対し、ロボット支援鏡視下腎部分切除術を実施した際、血管の損傷に対する結紮（けっさつ）回数の不足等が原因と認められる再出血により血圧が低下した。その後、止血のための動脈塞栓術や開腹による右腎摘出術を実施し、輸血等の処置を試みたが、状態は改善せず、翌日、出血性ショックのため死亡した。